登別市告示第１９２号

公示送達書

差押関係書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、登別市市民生活部税務グループに保管し、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされます。

令和　８年１０月２９日

登別市長　小笠原　春　一

記

公示送達を受けるべき者　　別紙「差押関係書類公示送達者一覧」のとおり

差押関係書類公示送達者一覧

1　交付要求通知書

住所（所在地）	氏名（名称）
タイ	UENO THAMONWAN

2　配当計算書（謄本）

住所（所在地）	氏名（名称）
タイ	UENO THAMONWAN